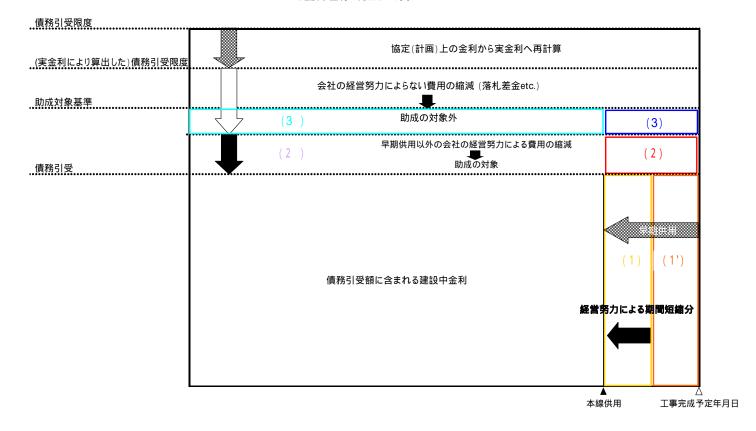
[建設中金利の発生する対象イメージ]



早期供用に伴う建設中金利の助成対象の考え方の整理のために

金利の算出にあたっては、実績調達金利とする。

(1)及び(1)の部分とは、

早期供用に伴い、会社において建設中金利が発生しなくなったものの、機構において早期に金利の負担が発生する部分。(うち(1)は経営努力による縮減部分、(1)は(1)以外の部分)

(2)及び(2)の部分とは、

経営努力による部分の金利が、会社においても、機構においても金利が発生しなくなった 部分。(うち(2)は本線供用までの部分、(2)は工事完成予定年月日までの部分)

(3)及び(3)の部分とは、

経営努力によらないものの、助成対象基準を下回ったことにより、会社においても機構においても金利が発生しなくなった部分。(うち(3)は本線供用までの部分、(3)は工事完成予定年月日までの部分)

助成の対象は、経営努力による期間短縮分のみ

早期供用による短縮の成果を当該期間(1)の建設中金利で評価

会社及び機構において金利の負担がな〈なる部分((2)、(3)、(3)) を上限

(1) 〔 ただし、(2)+(3)+(3) を上限〕